

創立 40 周年 記念

土 木 学 会 略 史

昭 和 29 年 10 月

社 団
法 人 土 木 学 会

土 木 学 会 略 史

目 次

歴代会長写真及び筆蹟

故古市及び故広井両博士の筆蹟

土木技術者の信条及び土木技術者の実践要綱

	頁
(1) 本会創立以前における一般工学専門学会の状況	1
(2) 本会の創立	1
1. 本会の創立準備	1
2. 本会の創立	5
(a) 土木学会発起人総会	5
(b) 職員の推薦	6
(c) 社団法人の設立	6
(3) 本会創立後の経過	6
1. 本会の総会	6
2. 本会定款及び規則の改正	7
(a) 土木学会定款	7
(b) 土木学会規則	10
3. 本会事務所の変更	12
4. 本会の役員その他	12
5. 会員の種別及び会員数	20
(a) 各年度末会員数	22
(b) 名誉員の推挙	22
6. 本会の会計状態	23
(4) 本会の事業の概要	24
1. 機関雑誌の発行	24
2. 各種の調査委員会	25
3. 土木賞受領者	35
4. 講演及び映画会の開催	37
5. 見学視察旅行	38
6. 各種の大会	40
7. 日本学術会議	45
8. その他報告及び刊行物	46
9. 支部の設置	47



第 1 代
故 工学博士 古市公威君

古市公威



第 2 代
故 工学博士 沖野忠雄君

沖野忠雄



第 3 代
故 工学博士 野村龍太郎君

野村龍太郎



第 4 代
故 工学博士 石黒五十二君

石黒五十二



第 5 代
故 工学博士 白石直治君

白石直治



第 6 代
故 工学博士 広井 勇 君

広井 勇



第 7 代
故 工学博士 仙石 貢 君

仙石 貢



第 8 代
故 工学博士 原田 貞介 君

原田 貞介



第 9 代
故 工学博士 古川 阪次郎 君

古川 阪次郎



第 10 代
故 工学博士 中原 貞三郎 君

中原 貞三郎



第 11 代
故 工学博士 中山秀三郎君

中山秀三郎



第 12 代
故 工学博士 中島 銳 治 君

中島 銳 治



第 13 代
故 工学博士 日下部辨二郎君

日下部辨二郎



第 14 代
故 工学博士 吉村長策君

吉村長策



第 15 代
故 工学博士 市瀬恭次郎君

市瀬恭次郎



第 16 代
故 工学博士 岡野 昇君

岡野 昇



第 17 代
故 工学博士 田邊 朔郎君

田邊 朔郎



第 18 代
故 工学博士 中川 吉造君

中川 吉造



第 19 代
工学博士 那波 光雄君

那波 光雄



第 20 代
故 工学博士 名井 九介君

名井 九介



第 21 代
工学博士 真田 秀吉 君

真田秀吉



第 22 代
工学博士 久保田 敬一 君

久保田敬一



第 23 代
工学士 青山 士 君

青山士



第 24 代
故 工学士 井上 秀二 君

井上秀二



第 25 代
工学博士 大河戸 宗治 君

大河戸宗治



第 26 代
工 学 士 辰 馬 鎌 藏 君

辰馬鎌藏



第 27 代
工 学 士 八 田 嘉 明 君

八田嘉明



第 28 代
故 工 学 士 中 村 謙 一 君

中村謙一



第 29 代
工 学 士 谷 口 三 郎 君

谷口三郎



第 30 代
工 学 博 士 草 間 偉 君

草間 偉



第 31 代
工学博士 黒河内四郎君

黒河内四郎



第 32 代
工学博士 鈴木雅次君

鈴木雅次



第 33 代
工学博士 田中豊君

田中豊



第 34 代
故 工学士 鹿島精一君

鹿島精一



第 35 代
工学博士 岡田信次君

岡田信次



第 36 代
工学士 岩澤忠恭君

岩澤忠恭



第 37 代
工学博士 吉田 徳次郎君

吉田
徳次郎



第 38 代
工学士 三浦義男君

三浦
義男



第 39 代
工学博士 大西 英一君

大西
英一



第 40 代
工学士 稲浦 鹿藏君

稲浦
鹿藏



第 41 代
工学博士 平井喜久松君

平井
喜久松



第 42 代
工学博士 青木 楠男君

青木
楠男

土木技術者の信条

1. 土木技術者は国運の進展並びに人類の福祉増進に貢献しなければならない。
2. 土木技術者は技術の進歩向上に努め、あまねくその真価を発揮しなければならない。
3. 土木技術者は常に真摯な態度を持ち徳義と名誉とを重んじなければならない。

土木技術者の実践要綱

1. 土木技術者は自己の専門的知識及び経験をもつて国家的並びに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
2. 土木技術者は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。
3. 土木技術者は国家の発展、国民の福利に背戻するような事業を企図してはならない。
4. 土木技術者はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉をととおび、かりそめにも社会の疑惑を招くような行為をしてはならない。
5. 土木技術者は工事の設計及び施工について経費節約あるいはその他の事情にとらわれて、従業者並びに公衆に危険を及ぼすようなことをしてはならない。
6. 土木技術者は個人的利害のために、その信念を曲げたりあるいは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
7. 土木技術者は自己の権威と正当な価値を毀損しないように注意しなければならない。
8. 土木技術者は自己の人格と知識経験とによつて、確信ある技術の指導に努めなければならない。
9. 土木技術者はその関係する事業に万一違法であるものを認めたときはその匡正に努めなければならない。
10. 土木技術者はその内容が疑わしい事業に関係しまたは自己の名義を使用させるようなことがあつてはならない。
11. 土木技術者は施工に忠実で事業者の期待に背かないようにしなければならない。

備考：本信条及び実践要綱をもつて土木技術者の相互規約とする。

註：以上は土木技術者相互規約調査委員会で得た成文であつて昭和13年5月土木学会誌第24巻第5号に発表したものを現代文に改めて再録したものである。